

# となみホームヘルプサービス運営規程 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護)

## 第一章 事業の目的

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 明和会（以下「事業者」という。）が運営する指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

## 第二章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(指定居宅介護等の基本取扱方針)

第2条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護等を提供するものとする。

2 事業者は、その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定居宅介護等の具体的取扱方針)

第3条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

4 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第4条 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第5条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第6条 事業者は、指定居宅介護等を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者等又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第7条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

### 第三章 事業所の名称及び所在地

(事業所の名称及び所在地)

第8条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 となみホームヘルプサービス
- (2) 所在地 青森県むつ市横迎町一丁目13番18号

### 第四章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第9条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)  
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
  - (2) サービス提供責任者 1人(常勤専従)  
サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画等を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。また、居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画等の変更を行う。
  - (3) 居宅介護、重度訪問介護で配置するホームヘルパー 4人(常勤換算で4人、サービス提供責任者を含む)  
同行援護で配置するホームヘルパー 3人(常勤換算で3人、サービス提供責任者を含む)  
ホームヘルパーは、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。
- 2 その他必要に応じて配置する。

### 第五章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第10条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 受付・相談業務営業日  
月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 受付・相談業務営業時間  
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日(障害福祉サービスの提供に当たる日)  
年中無休とする。
- (4) サービス提供時間帯(障害福祉サービスの提供に当たる時間帯)  
午前8時00分から午後6時00分までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

### 第六章 指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用の額

(指定居宅介護等の内容)

第11条 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護
- (3) 家事援助
- (4) 通院等介助
- (5) 重度訪問介護
- (6) 同行援護

(利用者から受領する費用の額)

第12条 事業者は、指定居宅介護等を提供した際は、利用者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者等から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者等から受けることができる。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

むつ市を越えた地点から片道 20 km未満の地域	往復	1,500 円
むつ市を越えた地点から片道 20 km以上 40 km未満の地域	往復	3,000 円
以降 20 kmにつき加算する額	往復	1,500 円

- 4 事業者は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 6 通院等介助と連続して、又は一体として行う介護輸送サービスの運賃及び料金については別に定める。

## 第七章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、むつ市の全域とする。

## 第八章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 第九章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第15条 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関し、障害者総合支援法第の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

第16条 事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅介護等を提供するものとする。
- 3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

第17条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第18条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年

間保存するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 明和会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

#### 附 則

- 1、この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
- 2、この改正規程は、平成19年 6月 1日から施行する。
- 3、この改正規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 4、この改正規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 5、この改正規程は、平成21年 9月 1日から施行する。
- 6、この改正規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 7、この改正規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 8、この改正規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- 9、この改正規程は、平成29年10月 1日から施行する。
- 10、この改正規程は、平成31年 2月 1日から施行する。
- 11、この改正規程は、令和 元年11月 1日から施行する。(指定同行援護のサービス事業開始)
- 12、この改正規程は、令和 元年12月 1日から施行する。